予備令３－１１肢ア

第１　肢の結論

誤っている

第２　甲らの殴打行為とＶの死亡の間の因果関係

１．問題の所在

甲は，他の共犯者５名とともに，約３時間にわたりマンションの一室でＶの頭部，腹部を木刀で多数回殴打している。

その後，極度に恐怖感を抱いたＶが，同部屋から逃走し，追跡を逃れるため高速道路に進入し，自動車に衝突され死亡している。前提として，自動車の運転手にＶの死の結果を帰責するのは，困難である。なぜなら，高速道路に人が進入することはなく信頼の原則により過失が否定されるからである。

そこで，甲らにＶの死の結果を帰責できないか，甲らの殴打行為とＶの死亡の間の因果関係の有無が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

甲らの殴打行為とＶの死亡の間に因果関係がある。

したがって，甲には，傷害致死罪（２０５条）が成立する。よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに甲らからすれば，Ｖに殴打行為をしているものの，直接の原因を作ったのは，Ｖ自身の過失および自動車の運転手の行為である。

したがって，甲らは，関係ないとして刑事責任を帰責できないとも思える。

しかし，この結論だと，Ｖの死亡という重大な結果が発生しているが，誰も刑事責任を負わなくなってしまう。これは，Ｖはこの世にいない。運転手は，信頼の原則で過失責任が否定されるためである。

このことは，法益保護や国民の処罰感情などに照らし問題である。

そこで，甲らに刑事責任を帰責する必要がある。もっとも，当然に帰責するのも甲にとって不意打ちである。したがって，客観的に因果関係の判断は，①行為の危険性，②介在事情の寄与度，③介在事情の異常性を総合考慮し，行為の危険性が現実化したかどうかで決すべきである。この関係が認められれば，行為者にとって不意打ちでないと解する。

本件では，直接の死因は，Ｖ及び自動車の運転手が作っているため②介在事情の寄与度は大きい。しかし，①甲らは，Ｖを密室で長時間，木刀で殴打しており，死の結果が発生する危険な行為を行っている，③加えて，恐怖感を覚えてＶが逃走することも，生存本能からやむを得ないといえ，緊急時においては，逃走手段を択ばないことも予見可能で異常性が低い。したがって，Ｖの死の結果は，甲らの行為によって，誘発されたといえ，甲らの危険行為の結果が，現実化したものと評価できる。よって，因果関係は認められる。

以上